

## 宮崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく行政処分及び行政指導の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物処理業者 本市において次に掲げる許可を取得している者をいう。
  - ア 法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可
  - イ 法第7条第6項に規定する一般廃棄物処分業の許可
  - ウ 法第14条第1項に規定する産業廃棄物収集運搬業の許可
  - エ 法第14条第6項に規定する産業廃棄物処分業の許可
  - オ 法第14条の4第1項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可
  - カ 法第14条の4第6項に規定する特別管理産業廃棄物処分業の許可
- (2) 廃棄物処理施設 本市において次に掲げる許可を取得した施設をいう。
  - ア 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置許可
  - イ 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置許可
- (3) 施設設置者 廃棄物処理施設を設置した者をいう。
- (4) 委託基準 次に掲げる基準をいう。
  - ア 法第6条の2第6項に規定する一般廃棄物委託基準
  - イ 法第12条第6項に規定する産業廃棄物委託基準
  - ウ 法第12条の2第6項に規定する特別管理産業廃棄物委託基準
- (5) 再委託基準 次に掲げる基準をいう。
  - ア 法第14条第16項に規定する産業廃棄物再委託基準
  - イ 法第14条の4第16項に規定する特別管理産業廃棄物再委託基準
- (6) 違反行為者 違反行為を行った廃棄物処理業者又は施設設置者をいう。
- (7) 行政処分 次に掲げるものをいう。
  - ア 許可の取消し 次に掲げるものをいう。
    - (ア) 法第7条の4の規定により一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者の許可を取消す処分
    - (イ) 法第14条の3の2の規定により産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の許可を取消す処分
    - (ウ) 法第14条の6において準用する法第14条の3の2の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の許可を取消す処分
  - イ 事業停止命令 次に掲げるものをいう。
    - (ア) 法第7条の3の規定により、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者に対して期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命じる処分
    - (イ) 法第14条の3の規定により、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者に対して期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命じる処分
    - (ウ) 法第14条の6において準用する法第14条の3の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者に対して期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命じる処分
  - ウ 設置許可の取消し
    - (ア) 法第9条の2の2の規定により、施設設置者の一般廃棄物処理施設に係る設置許可を取消す処分
    - (イ) 法第15条の3の規定により、施設設置者の産業廃棄物処理施設に係る設置許可を取消す処分
  - エ 施設改善命令

(ア) 法第9条の2の規定により、施設設置者に対して期限を定めて一般廃棄物処理施設について必要な改善を命じる処分

(イ) 法第15条の2の7の規定により、施設設置者に対して期限を定めて産業廃棄物処理施設について必要な改善を命じる処分

オ 施設停止命令

(ア) 法第9条の2の規定により、施設設置者に対して期間を定めて一般廃棄物処理施設の使用の停止を命じる処分

(イ) 法第15条の2の7の規定により、施設設置者に対して期間を定めて産業廃棄物処理施設の使用の停止を命じる処分

(8) 改善命令 法第19条の3の規定により、事業者又は廃棄物処理業者に対して期限を定めて必要な措置を講ずるべきことを命令することをいう。

(9) 措置命令 法第19条の4、法第19条の4の2、法第19条の5及び法第19条の6の規定により、事業者又は廃棄物処理業者に対して期限を定めて支障の除去等の必要な措置を命令することをいう。

(行政処分の対象)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、違反行為者に対して行政処分を行うものとする。

(1) 違反行為をした場合

(2) 他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し若しくは唆した場合、又は他人が違反行為をすることを助けた場合

(行政指導)

第4条 市長は、前項の規定にかかわらず、違反行為が軽微である場合又は過去に同様の違反行為を行っていない場合であり、行政指導を行うことにより、当該違反行為について適正な是正措置を講ずると認められるときは、違反行為者に対して、行政処分に先立ち、口頭又は文書による行政指導を行うものとする。

2 前項の規定により文書による行政指導を行う場合は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書面をその名宛人に交付して行うものとする。

(1) 違反の是正又は改善に一定の期間が必要と判断される場合、又は口頭による指導が適当でないと判断される場合 指示書(様式第1号)

(2) 指示書に付した期間内に違反の是正又は改善がなされない場合、違反行為者が違反行為を行った日から起算して過去2年以内に指示書の交付を受けた者である場合、その他指示書によることが適当でないと判断される場合 警告書(様式第2号)

3 市長は、前項各号の書面を交付するにあたっては、あらかじめその名宛人となるべき者から事実申立書(様式第3号)を徴するものとする。ただし、法第19条第1項の規定による立入検査の結果等により、違反行為の内容が明らかであるときは、この限りでない。

4 市長は、第2項各号の書面を交付したときは、その名宛人(法人の場合は役員及び使用人を含む。)から受領書(様式第4号)を徴するものとする。

5 第1項の規定による行政指導により、違反行為については是正又は改善が行われた場合は、当該違反行為について前条の規定は適用しないものとする。

(行政処分の検討)

第5条 第3条に該当すると認める場合には、速やかに行政処分の要否及び内容の検討を行い、その調書(以下「行政処分検討調書」という。)を作成するものとする。

2 前項の行政処分検討調書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 行政処分の名宛人となるべき者の住所、氏名(法人にあっては法人の名称及び代表者の氏名)

(2) 予定される行政処分の内容及び根拠となる法令の条項

(3) 行政処分の原因となる事実

(4) 行政処分の検討内容

3 法第7条の4第1項第1号から第4号まで、法第9条の2の2第1項第1号、法第14条の3の2第1項第1号から第4号まで(法第14条の6において準用する場合を含む。)及び法第15条の3第1項第1号の規定に

より許可の取消しを行う場合であって、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく聴聞のための手続を執る必要がないときは、行政処分検討調書の作成を省略することができる。

- 4 第1項の規定により行政処分検討調書を作成するにあたっては、あらかじめその名宛人となるべき者から事実申立書（様式第3号）を徴するものとする。ただし、法第19条第1項の規定による立入検査の結果等により、違反行為の内容が明らかであるときは、この限りではない。

（行政処分の基準）

第6条 行政処分の基準（以下「処分基準」という。）は別表に定めるとおりとする。

- 2 市長は、前項の処分基準をさだめるにあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項の規定により環境大臣が定める法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（以下「法定受託事務処理基準」という。）との整合性に配慮するものとする。

（行政処分の加重）

第7条 違反行為者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定による行政処分を加重することができる。

- (1) 違反行為を行った日から起算して過去2年以内に2回以上事業停止に該当する違反行為を行った場合
- (2) 事業停止に該当する違反行為を行った場合において、当該違反行為の態様、生活環境への影響その他の事情により、情状が特に重いと認める場合
- (3) 事業停止に該当する違反行為が2以上ある場合

- 2 前項の規定により処分を加重する場合において、前項第1号の場合には許可の取消しの処分、前項第2号の場合には処分基準に基づき事業停止を命じる日数（以下「停止期間」という。）に2を乗じた日数を上限とした処分、前項第3号の場合には、各違反行為のうち最も処分が重い違反行為について定めた停止期間に1.5を乗じた日数を上限とした処分とすることができる。

- 3 市長は、前項の規定により算定した停止期間が90日を越えるときは、許可の取消しを行うことができる。

（行政処分の軽減）

第8条 違反行為者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条の規定による行政処分を軽減することができる。

- (1) 違反行為について、情状に酌量すべき余地があると認められる場合
- (2) 違反行為後、自主的に適切な是正措置を講ずる等、軽減するに足る相当の理由があると認められる場合

- 2 前項の規定により処分を軽減する場合においては、当該違反行為に対する行政処分が許可の取消しである場合には事業停止30日を下限とした処分を、行政処分が業務停止である場合には停止期間を2で除して得た日数を下限とした処分、又は事業停止の範囲を一部に限る処分とすることができる。

（加重軽減の順序）

第9条 同時に行政処分を加重又は軽減する場合においては、次に掲げる順序とする。

- (1) 第7条の規定による行政処分の加重
- (2) 前条の規定による行政処分の軽減

（聴聞の手続）

第10条 行政手続法に基づく聴聞のための手続は、同法及び宮崎市聴聞規則（平成6年規則第27号）に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行政手続法第15条第1項の通知は、聴聞の期日前10日までにするものとする。
- (2) 聴聞の主宰者（以下「主宰者」という。）は、環境部環境指導課長の職にある者をもって充てる。ただし、当該職にある者が行政手続法第19条第2項各号のいずれかに該当するときは、市長が別に指名する。
- (3) 主宰者は、聴聞の期日の前日までに、行政手続法第19条第2項各号のいずれにも該当しない旨の誓約書（様式第5号）を市長に提出するものとする。
- (4) 行政手続法第24条の規定により主宰者が作成する調書及び報告書の様式は、それぞれ、聴聞調書（様式第6号）及び聴聞報告書（様式第7号）とする。

（弁明の機会の付与）

第11条 行政手続法に基づく弁明は、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を市長に提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

3 行政手続法第30条の通知は、弁明書の提出期限の日前10日までにするものとする。

（行政処分のお知らせ）

第12条 市長は、行政処分をするときは、その名宛人に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

（1） 処分の内容

（2） 処分の理由

（3） 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条に規定する教示に関する事項

2 市長は、許可の取消しに係る前項の通知をするときは、宮崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成16年規則第20号）第10条の規定による許可証の返納についても併せて通知するものとする。

（行政処分の公表）

第13条 市長は、行政処分（施設改善命令を除く。）をしたときは、速やかに、次に掲げる事項を公表するものとする。

（1） 被処分者の氏名（法人にあつては名称）及び住所

（2） 処分年月日

（3） 処分内容

（4） 処分理由又は根拠となる法令の条項

（5） 許可番号

2 前項に規定する公表は、次のいずれか又はその両方の方法により行うものとする。

（1） 報道機関への資料提供

（2） 市のホームページへの掲載

3 前項第2号の方法による公表の期間は、次に掲げるとおりとする。

（1） 許可の取消しの処分にあつては、原則として当該処分の日から起算して5年を経過する日の属する月の末日までとする。

（2） 事業停止命令及び施設使用命令にあつては、当該命令に係る停止期間の満了の日の属する月の末日までとする。

（告発）

第14条 市長は、次の各号に掲げる場合には、原則として刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に基づく告発を行うものとする。

（1） 行政処分により法の目的を達成することが困難であると認められる場合

（2） 法第18条の規定に基づく報告徴収について拒否若しくは虚偽の報告をし又は法第19条の規定に基づく立入検査を拒否、妨害若しくは忌避した場合

（3） 行政処分の内容に違反する行為を行った場合

（4） その他、市長が必要と認める場合

2 市長は、告発を行う場合には、告発事実の内容、法の適用並びに告発までの経過及び措置を記載した書面に証拠資料その他必要な書類を添付して、違反行為が行われた場所を所管する警察本部長又は警察署長に告発するものとする。

（準用）

第15条 第5条及び第11条第1項の規定は、改善命令及び措置命令について準用する。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

違反行為者	処分内容	
<p>1 無許可営業 法第7条第1項若しくは第6項、法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行った者</p>		
<p>2 不正手段による営業許可取得 不正の手段により法第7条第1項若しくは第6項、法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項の許可（法第7条第2項若しくは第7項、法第14条第2項若しくは第7項又は法第14条の4第2項若しくは第7項の許可の更新を含む。）を受けた者</p>		
<p>3 無許可事業範囲変更 法第7条の2第1項、法第14条の2第1項又は法第14条の5第1項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業を行った者</p>		
<p>4 不正手段による事業範囲変更許可取得 不正の手段により法第7条の2第1項、法第14条の2第1項又は法第14条の5第1項の変更の許可を受けた者</p>		
<p>5 事業停止命令、措置命令違反 法第7条の3、法第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。）、法第19条の4第1項、法第19条の4の2第1項、法第19条の5第1項（法第17条の2第3項において準用する場合を含む。）又は法第19条の6第1項の規定による命令に違反した者</p>		許可の取消し
<p>6 委託基準違反 法第6条の2第6項、法第12条第5項又は法第12条の2第5項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者</p>		
<p>7 名義貸しの禁止違反 法第7条の5、法第14条の3の3又は法第14条の7の規定に違反して、他人に一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせた者</p>		
<p>8 施設の無許可設置 法第8条第1項又は法第15条第1項の規定に違反して、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を設置した者</p>		
<p>9 不正手段による施設設置許可取得 不正な手段により法第8条第1項又は法第15条第1項の許可を受けた者</p>		
<p>10 施設の無許可変更 法第9条第1項又は法第15条の2の6第1項の規定に違反して、法第8条第2項第4号から第7号までに掲げる事項又は法第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項を変更した者</p>		
<p>11 不正の手段による施設変更許可取得 不正の手段により法第9条第1項又は法第15条の2の6第1項の変更の許可を受けた者</p>	許可の取消し	
<p>12 無確認輸出 法第10条第1項（法第15条の4の7第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物を輸出した者</p>		

<p>13 受託禁止違反 法第14条第15項又は法第14条の4第15項の規定に違反して、産業廃棄物の処理を受託した者</p>	
<p>14 不法投棄 法第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者</p>	
<p>15 不法焼却 法第16条の2の規定に違反して、廃棄物を焼却した者</p>	
<p>16 指定有害廃棄物の処理禁止違反 法第16条の3の規定に違反して、指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をした者</p>	
<p>17 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂 法第25条第1項第12号、第14号、第15号の規定に違反して、廃棄物を輸出し、投棄し、又は焼却しようとして未遂に終わった者</p>	
<p>18 委託基準違反・再受託禁止違反 法第6条の2第7項、法第7条第14項、法12条第6項、法第12条の2第6項、法第14条第16項又は法第14条の4第16項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者</p>	
<p>19 施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反 法第9条の2、法第15条の2の7、法第19条の3（法第17条の2第3項において準用する場合を含む。）法第19条の10第1項において読み替えて準用する法第19条の4第1項又は法第19条の10第2項において読み替えて準用する法第19条の5第1項の規定による命令に違反した者</p>	
<p>20 施設の無許可譲受け、無許可借受け 法第9条の5第1項（第15条の4において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借受けた者</p>	
<p>21 無許可輸入 法第15条の4の5第1項の規定に違反して、国外廃棄物を輸入した者</p>	
<p>22 輸入許可条件違反 法第15条の4の5第4項の規定により許可に付された条件に違反した者</p>	
<p>23 不法投棄・不法焼却目的収集運搬 法第16条又は法第16条の2の規定に反する目的で廃棄物の収集又は運搬をした者</p>	
<p>24 無確認輸出予備 法第10条第1項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物を輸出する目的でその予備をした者</p>	許可の取消し
<p>1 虚偽の管理票交付 法第12条の4第1項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者</p>	90日の停止命令
<p>2 管理票に係る措置命令違反 法第12条の6第3項の規定による命令に違反した者</p>	
<p>3 土地の形質変更の計画変更命令・措置命令違反 法第15条の19第4項又は法第19条の11第1項の規定による命令に違反した者</p>	
<p>1 施設使用前検査受検義務 法第8条の2第5項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）又は法第15条の2第5項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を使用した者</p>	60日の停止命令

<p>1 保管届出義務違反 法第12条第3項又は法第12条の2第3項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p>	<p>30日の停止命令</p>
<p>2 管理票交付義務違反、記載義務違反・虚偽記載 法第12条の3第1項（法第15条の4の7第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は法第12条の3第1項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者</p>	
<p>3 管理票写し送付義務違反、記載義務違反・虚偽記載 法第12条の3第3項前段の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又は同項前段に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者</p>	
<p>4 管理票回付義務違反 法第12条の3第3項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかった者</p>	
<p>5 管理票写し送付義務違反、記載義務違反・虚偽記載 法第12条の3第4項若しくは第5項の又は法第12条の5第6項の規定に違反して、管理票を送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者</p>	
<p>6 管理票・同写し保存義務違反 法第12条の3第2項、第6項、第9項又は第10項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかった者</p>	
<p>7 引受禁止違反 法第12条の4第2項の規定に違反して、産業廃棄物の引渡しを受けた者</p>	
<p>8 虚偽管理票写し送付・虚偽報告 法第12条の4第3項又は第4項の規定に違反して、送付又は報告をした者</p>	<p>30日の停止命令</p>
<p>9 電子管理票虚偽登録 法第12条の5第1項又は第2項（これらの規定を法第15条の4の7第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした者</p>	
<p>10 電子管理票報告義務違反・虚偽報告 法第12条の5第3項又は第4項の規定に違反して、報告せず、又は虚偽の報告をした者</p>	
<p>11 処理困難通知義務違反・虚偽通知 法第14条第13項、法第14条の2第4項、法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）、法第14条の4第13項又は法第14条の5第4項の規定に違反して、通知せず、又は虚偽の通知をした者</p>	
<p>12 処理困難通知保存義務違反 法第14条第14項、法第14条の2第5項（法第14条の3の2第4項（法第14条の6において準用する場合を含む。）及び法第14条の5第5項において準用する場合を含む。）又は法第14条の4第14項の規定に違反して、通知の写しを保存しなかった者</p>	
<p>13 土地の形質変更届出義務違反・虚偽届出 法第15条の19第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p>	
<p>14 帳簿備え付け義務違反、記載義務違反・虚偽記載、保存義務違反 法第7条第15項（法第12条第13項、法第12条の2第14項、法第14条第17項及び法第14条の4第十八項において読み替えて準用する場合を含む。）の「規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は法第7条第16条（法第12条第13項、法第12条の2第14項、法第14条第17項及び法第14条の4第18項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を保存しなかつ</p>	

<p>た者</p> <p>15 業の廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反、虚偽届出      法第7条の2第3項（法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。）、法第9条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。）又は第9条の7第2項（法第15条の4において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>16 定期検査拒否・妨害・忌避      法第8条の2の2第1項又は第15条の2の2第1項による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p>	
<p>17 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載、備付け義務違反      法第8条の4（法第9条の10第8項において準用する場合並びに法第15条の2の4及び法第15条の4の4第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備付けなかった者</p> <p>18 廃棄物処理責任者等設置義務違反      法第12条第8項又は法第12条の2第8項の規定に違反して、産業廃棄物処理責任者又は特別管理産業廃棄物処理責任者を置かなかった者</p> <p>19 有害使用済機器保管届出義務違反、虚偽届出      法第17条の2第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして有害使用済機器の保管又は処分を業として行った者</p> <p>20 報告拒否、虚偽報告      法第18条第1項（法第17条の2第3項において準用する場合を含む。）又は第2項の規定による報告（情報処理センターによるものを除く。以下この項において同じ。）をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>21 立入検査拒否・妨害・忌避      法第19条第1項（法第17条の3第3項において準用する場合を含む。）又は第2項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>22 技術管理者設置義務違反      法第21条第1項の規定に違反して、技術管理者を置かなかった者</p> <p>23 許可条件違反      法第7条第11項（法第7条の2第2項において準用する場合を含む。）、法第8条の2第4項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）、法第14条第11項（法第14条の2第2項において準用する場合を含む。）及び法第15条の2第4項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に付された条件に違反した者</p>	<p>30日の停止命令</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>事故時応急措置命令違反          法第21条の2第2項の規定による命令に違反した者</li> </ul>	<p>応急措置に必要な期間</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>その他の違反行為          前各項に掲げる違反行為以外の違反行為を行った者</li> </ul>	<p>10日の停止命令</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>法第7条の3第2号及び法第7条の4並びに法第9条の2第1項第1号、第2号及び法第9条の2の2第2項並びに法第14条の3第2号及び法第14条の3の2第2項並びに法第15条の2の7第1号、第2号及び法第15条の3第2項に該当する者</li> </ul>	<p>改善に必要な期間の停止命令。ただし、改善が不可能な場合は許可の取消し。</p>



様式第1号（第4条関係）

宮環指第 号  
年 月 日

殿

宮崎市長

## 指 示 書

あなたの行った行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に違反していますので、下記のとおり指示します。

記

- 1 違反行為の場所
- 2 違反行為の内容
- 3 指示事項
- 4 是正又は改善措置の期限
- 5 是正（改善）措置完了報告書の提出期限

殿

宮崎市長

警 告 書

あなたの行った行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）に違反していますので、下記のとおり指示します。

なお、正当な理由がなく指示に従わないときは、行政処分その他の法的手続きに移行することになりますので、あらかじめ警告します。

記

- 1 違反行為の場所
- 2 違反行為の内容
- 3 指示事項
- 4 是正又は改善措置の期限
- 5 是正（改善）措置完了報告書の提出期限

様式第3号（第4条・第5条関係）

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所  
氏 名  
連絡先

印

### 事 実 申 立 書

年 月 日付け宮環指第 号で報告を求められた事項について、  
下記のとおり事実を申し立てます。

記

- 1 違反行為の場所
- 2 違反行為の内容
- 3 違反行為に至った事実の経過
- 4 違反の是正又は改善措置の内容

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所

氏 名 印

受 領 書

下記の文書を確かに受領しました。

記

1 文書番号 年 月 日付け宮環指第 号（指示書・警告書）

様式第5号（第10条関係）

## 誓 約 書

私は、下記の件に係る聴聞について、行政手続法（平成5年法律第88号）第19条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

1 聴聞の件名

年 月 日

聴聞主宰者

職氏名

印

### 【行政手続法】

（聴聞の主宰）

第十九条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

- 一 当該聴聞の当事者又は参加人
- 二 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
- 三 第一号に規定する者の代理人又は次条第三項に規定する補佐人
- 四 前三号に規定する者であったことのある者
- 五 第一号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- 六 参加人以外の関係人

(表面)

様式第6号 (第10条関係)

行政手続法第24条の規定による聴聞調書

聴聞の件名			
聴聞期日	年 月 日	聴聞場所	
主宰者の職氏名			
当日出頭した者等の氏名	当事者		
	当事者の代理人		
	当事者の補佐人		
	参加人		
	参加人の代理人		
	参加人の補佐人		
	聴聞に出席した行政庁の職員		
当日出頭しなかった者の氏名	当事者		
	当事者の代理人		
	当事者の補佐人		
	参加人		
	参加人の代理人		
	参加人の補佐人		
	当事者が出頭しなかったことについて、 正当な理由の有無	有 (代理人選任)	無

(裏面)

陳述要旨 (陳述書による陳述を含む。)	当事者等	
	参加人等	
聴聞に出席した行政庁職員の説明の要旨		
その他参考となる事項		

宮崎市長 殿

年 月 日  
作成者職氏名

印

